

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」及び
「航空保安業務処理規程」の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和3年5月
国土交通省航空局

国土交通省では、令和3年4月21日から令和3年5月20日まで、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」及び「航空保安業務処理規程」の一部改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、4件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和3年4月21日（水）から令和3年5月20日（木）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省ホームページに掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見 4件（提出者数 4名）

3. お問い合わせ先

国土交通省航空局次世代航空モビリティ企画室 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線 48687、48675）

○「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」及び「航空保安業務処理規程」の一部改正に関するパブリックコメント募集結果

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>様々な事故、技適の付いていない機種を飛行させて居る人、基本的な人建物から30m 離脱、無線免許も無くfpvで飛行する人。これらは販売店で販売する時に名前、住所、機種などを登録させれば済む事と思います。 免許制度には反対しません寧ろ賛成です。 私は陸特の4級、3級を取得しております。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>進めてください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>規則第236条に新たに飛行禁止空域として緊急用務空域が追加されるとのことですが、国または地方公共団体が行う事故及び災害対応については引き続き法第132条の3(捜索、救助等のための特例)を適用し、通達「航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」に従った飛行ができるという理解でよろしいでしょうか。もし132条の3が適用できない場合、災害対応の迅速性が損なわれないように、すみやかに許可承認できるような態勢にすべきと考えます。</p>	<p>緊急用務空域が指定された場合であっても、当該空域の飛行については航空法第132条の3により、都道府県警察、その他の国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により、航空機の事故その他の事故に際し、捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用されません。</p>
<p>本パブリックコメント募集において、他の省庁のように実際の「審査要領」なり「業務処理規程」の改訂前と改訂後の案が示されていないため、判断できない。 確かに改訂の全容を把握するため「パブコメ概要」のような要約は必須であるが、それだけで実際の「審査要領」「業務処理規程」がどうなるのか予見することは困難である。 特に平成27年制定(国空航第684号、国空機第923号)無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領について、google 検索第2位にある国土交通省の審査要領 https://www.mlit.go.jp/common/001220061.pdf については平成30年1月31日一部改正であり、国土交通省のasims内の審査要領 https://www.asims.mlit.go.jp/fsdb/_a_circular.nsf/bc2af3923a3cb575492574fd002dd5df/1b18fec970d511f24925864800499939?OpenDocument では、令和2年12月24日一部改正とあり、何が現状の通達であるのかさえ不明である。なお、「航空保安業務処理規程」に至っては全文をインターネット上で確認することはできなかった。 新型コロナウイルス感染拡大中であるからだけではなく、行政の規制内容を適切に把握する点から、他の省庁が当然のこととして行っている行政文書のインターネット上での適切な開示をお願いしたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。 「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」については、航空局のホームページに最新がありますのでご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html なお、ASIMSにある情報は適切に措置させていただきました。</p>